

なら歯と口腔の健康づくり計画  
巻末資料目次

■ 用語解説	資-1
■ なら歯と口腔の健康づくり計画の策定経過	資-6
■ 奈良県歯科保健検討委員会規則	資-7
■ 奈良県歯科保健検討委員会委員名簿	資-9
■ なら歯と口腔の健康づくり条例	資-10
■ 歯科口腔保健の推進に関する法律	資-12
■ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項	資-15
■ 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について	資-26
■ 障害（児）者歯科診療について	資-31
■ 在宅歯科医療について	資-33
■ 歯科医療機関に関する情報について	資-34

**【う】****う蝕**

むし歯のこと。口の中の細菌が食べ物の残りかすを分解する際にできる酸が、歯の表面を溶かした結果、エナメル質や象牙質などの硬い部分が失われる病気。

**【え】****永久歯**

永久歯は上下 16 歯ずつ、合計 32 歯ある。最初に生える永久歯は下の前歯の場合が多く、次にかむ力の大きい手前の奥歯（第一大臼歯）から生え、12～13 歳頃までに親知らず（第三大臼歯）を除くすべての歯がはえそろう。

**永久歯列**

成長に伴い、乳歯が抜けて永久歯が生えそろうて、噛み合わせが完成した状態の歯並びのこと。

**【か】****かかりつけ歯科医**

患者さんのライフステージに沿って、口と歯に関する保健・医療を提供し、地域に密着して役割を果たすことができる歯科医のこと。

**観血的処置**

抜歯など、出血を伴う処置のこと。

**【け】****健康寿命**

健康寿命とは、「日常的に介護を必要せず、自立した生活ができる生存期間」のこと。

**口腔機能**

咀嚼（かみ砕く）、嚥下（飲み込む）、発音、唾液の分泌などに関わっている。食べること、話すことといった人が社会のなかで健康な生活を営むため重要な役割を果たしている。

**口腔ケア**

狭義での内容は「口腔清掃」、広義ではそれに「口腔機能訓練」を加えるのが一般的。これとは別に口腔清掃を中心とするケアを「器質的口腔ケア」、口腔機能訓練を中心とするケアを「機能的口腔ケア」、また歯科医師、歯科衛生士、看護師などの専門職が行う広義の口腔ケアを「専門的口腔ケア」と称して使い分けることもある。

**口内炎**

口の中にあらわれる粘膜の炎症性病変をいう。抗がん剤によってできる口内炎は、抗がん剤が口の中の粘膜にも作用して障害を起こすことがひとつの原因である。また、抗がん剤による抵抗力の低下に基づく、口腔内の細菌感染などから生じることもある。

**高齢者入所施設**

本計画において記載する「高齢者入所施設」には、主として介護老人福祉施設及び介護老人保健施設を指す。

「介護老人福祉施設」（特別養護老人ホーム）：原則として、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、家庭でこれを受けられない高齢者のための施設。

「介護老人保健施設」：寝たきり老人等に、リハビリを中心とした医療ケア及び日常生活サービスを併せ提供することにより家庭復帰を促進する施設。

**誤嚥性肺炎**

老化や脳血管障害の後遺症などによって、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなり、その結果、発症するのが誤嚥性肺炎である。

## 【さ】

### 在院日数

入院してから退院するまでの日数のこと。

### 在宅歯科医療連携室

在宅歯科医療（訪問歯科診療）を推進するため、医科・介護等との連携を図るための窓口、在宅歯科医療を希望する方等の窓口、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行っている。奈良県歯科医師会内に設置されている。

## 【し】

### 歯科検診

主として口腔内診査が実施され、う蝕（むし歯）及び歯周病をはじめとする口腔疾患の早期発見が主眼となっているが、受診者の口腔内状態の改善とそのため行動変容につながるような指導・支援の場でもある。

### 歯科口腔保健の推進に関する法律

歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするもの。平成23年8月10日公布。

### 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

歯科口腔保健の推進に関する法律第12条第1項で厚生労働大臣が定めることとされている。乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的として、国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するためのものである。平成24年7月23日告示。

### 歯周炎

歯周病の分類のひとつで、歯肉炎が進行して、歯ぐきの腫れ・出血だけでなく、歯を支えている歯根膜線維や歯槽骨の破壊により歯の動揺（グラグラする）がみられてくる状態。

### 歯周病

歯と歯ぐき（歯肉）のすきま（歯周ポケット）から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨（歯槽骨）を溶かしてグラグラにさせてしまう病気。

### 歯周病菌

歯周病を引き起こす原因と考えられている口腔内細菌のこと。おもに *P. g.* 菌 (*Porphyromonas gingivalis*)、*A. a.* 菌 (*Actinobacillus actinomycetemcomitans*)、*P. i.* 菌 (*Prevotella intermedia*)、*B. f.* 菌 (*Bacteroides forsythus*)、*T. d.* 菌 (*Treponema denticola*) などが知られている。

### 歯石

不十分な歯磨きのため、プラークが長期間、歯の表面についているとき、唾液に含まれるカルシウムやリン酸がプラークに沈着して（石灰化）、石のように硬くなったもの。

### 児童虐待の早期発見

虐待を受けている子ども、特に「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」を受けている子どもはむし歯が多いという報告がある。食生活が偏り、生活リズムが不規則な子どもはう蝕（むし歯）にかかりやすい。保護者が育児に興味がなく精神的に苦痛に感じている場合、その虐待が重症化する前の初期の段階で、歯科医師が子どものう蝕（むし歯）の状態や口腔衛生指導を通して発見できる可能性がある。

### 歯肉炎

歯周病の分類のひとつで、炎症が歯肉に局限している初期の段階。歯と歯ぐきの境目が赤く腫れたり、出血したりする。この段階では、歯と歯ぐきの周りの歯垢（プラーク）を歯ブラシできれいに取り除けば健康な状態に戻すことができる。

### 受診率

$(\text{受診者数}) \div (\text{対象者数}) \times 100$  で計算される値。単位は主に%が用いられる。

## 術後合併症

手術の術後に望まない不都合な状況が発生すること。手術操作と直接関係して発生する外科的合併症（出血、縫合不全など）と、手術操作とは直接関係なく発生する肺炎、心臓病、肝機能障害などの一般的（全身的）合併症とがある。

## 障害者支援施設

入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行うための施設。

## 障害児入所施設（福祉型・医療型）

障害児を入所により保護するとともに、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を身につけることを目的とした施設。（医療型施設においては、必要な治療もあわせて行う）

## 【せ】

## 摂食嚥下機能障害

食べ物を口から胃や腸などの消化管へ送り込むための、一連のはたらきが障害されている状態。

## セルフケア

むし歯と歯周病の原因である歯垢（プラーク）を歯みがき、フロス、歯間ブラシなどで自分できちんと取り除くこと。他にみがき残しはないか、歯ぐきに赤く腫れている場所はないか、歯みがき後に鏡でチェックすること、バランスのとれた食生活をする、禁煙などがある。

## 【そ】

## 早産

早産とは正期産（妊娠 37 週 0 日～妊娠 41 週 6 日まで）以前の出生をいい、日本では妊娠 22 週 0 日～妊娠 36 週 6 日までの出産を早産と呼ぶ。

## 【た】

## 胎生期

胎児が出生に至るまでの子宮内に存在している時期。

## 【ち】

## 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。市町村が責任主体。

## 【と】

## 特定健診（特定健康診査）

実施年度において 40～74 歳となる医療保険の加入者を対象として行われる、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

## 【な】

## なら医療情報ネット

平成 19 年 4 月から開始された医療法第 6 条の 3 に基づく医療機能情報公表制度に則り、住民のみなさんが医療機関を受診される場合に選択できるよう、医療機関が患者に提供する治療、サービスなどの情報を提供している県のサイト。

## なら健康長寿基本計画

健康指標の科学的な観察・評価に基づく、保健・医療・福祉・介護の総合的な推進により、10年後の県民健康寿命の日本一達成を目指し、平成25年度に策定予定の県の計画。健康寿命日本一を目指す施策を総合的・統一的に進めるための県の基本計画であり、保健・医療・福祉・介護にかかる分野横断的な計画（横串計画）として、県の関連計画の上位計画として位置づけ、関連計画の効果的な連動を図る。

併せて、健康増進法に基づく都道府県健康増進計画と位置づける。（※関連計画とは、保健医療計画、高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画、がん対策推進計画、スポーツ推進計画、医療費適正化計画、食育推進計画、なら歯と口腔の健康づくり計画の7計画を指す。）

## 奈良県心身障害者歯科衛生診療所

県社会福祉総合センター（橿原市）に県が設置する、一般の医療機関での受診が困難な障害者（児）に対する歯科診療を行う診療所。

## 奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会

県の歯と口腔の健康づくりに関する計画の策定、進捗の評価等について審議する委員会。

## なら歯と口腔の健康づくり条例

歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、県民の歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念、県及び関係者の役割その他施策の推進に関する基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的、計画的に推進することを目的として、平成25年3月議員提案で成立した条例。

## 【に】

### 二次予防事業

二次予防における口腔機能向上事業は、口腔機能が低下しているおそれがあり、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、要支援・要介護

状態に陥らないよう、自分らしい生活の確立と自己実現を支援するものである。①口腔機能向上の必要性についての教育②口腔清掃の自立支援③摂食・嚥下機能等の向上支援がプログラムとして実施される。

## 乳歯

乳歯は上下10歯ずつ、合計20歯ある。生後7～8か月頃で下の前歯から生え始め、2歳半～3歳頃、20歯が生えそろう。また、歯の生える時期や順序には個人差がある。

## 【は】

### 8020（ハチマルニイマル）

80歳で20本以上の歯を保つこと。20本以上の歯が残っていれば、硬い食品でもほぼ満足に噛めることが科学的に明らかになっている。

### 歯と口腔の健康づくり推進週間

県民の歯と口腔の健康づくりに関する関心と理解を深めるとともに、県民の歯と口腔の健康づくりへの取組みが積極的に行われるようにするため、なら歯と口腔の健康づくり条例第9条に規定される、11月8日から14日までの期間。

### 母（両）親教室

市町村の保健センター等で、妊娠期の母親（及びそのパートナー）を対象として、子育てする両親が、お互いを尊重し、子どもへの愛着を育み、孤立せずに困った時に相談できる力を身につけるために実施される教室のこと。

## 【ひ】

### 一人平均むし歯本数

むし歯の1人当たりの平均本数。むし歯は、現在むし歯の歯、過去にむし歯で治療した歯及びむし歯で抜いた歯が含まれる。

## 【い】

### 不正咬合

歯がふぞろいだったり、上下の顎の歯ならびがお互いにきちんと噛み合わない状態のこと。

## 【ほ】

### 訪問歯科診療

常時寝たきりの状態等であって、在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象とし、療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で行う歯科診療。患者の求めに応じ、症状に基づいた計画を定めて行われる。

## 【み】

### みがき残し

歯と歯の間、歯と歯ぐきの境目、一番奥の歯の裏側は、歯みがきの際、みがき残しをしやすい場所で注意して歯みがきすることが望ましい。他に矯正装置を付けている部分や歯並びの悪いところなどもみがき残しをしやすい場所である。

## 【む】

### むし歯（う蝕）の無い児の割合

(歯科健康診査受診者のうち、むし歯罹患者数) ÷ (歯科健康診査受診者総数) × 100 で計算される値。単位は主に%が用いられる。

## 【よ】

### 要介護者

介護保険法では、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（要介護状態区分）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）を要介護状態と定義し、これに該当する 65 歳以上の者又は 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの。

■ なら歯と口腔の健康づくり計画の策定経過

年月日	会議等	内容
平成24年6月21日	第1回 歯科保健検討委員会	・ 計画の基本的な方向性について
平成24年7月24日	第1回 ワーキング会議	・ 各分類における、各実施主体の役割について ・ 指標の把握方法について
平成24年 8月24日～9月7日	障害（児）者入所施設及び高齢者入所施設を対象とした調査の実施	
平成24年9月14日	第2回 ワーキング会議	・ 計画の骨子及び指標の数値目標について
平成24年10月29日	第3回 ワーキング会議	・ 計画の骨子案について
平成24年12月26日	第2回 歯科保健検討委員会	・ 計画の骨子案について
平成25年 2月14日～3月7日	パブリックコメント	・ 意見の提出数30件
平成25年3月12日	第3回 奈良県 歯科保健検討委員会	・ なら歯と口腔の健康づくり計画案の最終審議
平成25年3月	なら歯と口腔の 健康づくり計画公表	

## ■ 奈良県歯科保健検討委員会規則（平成 24 年 12 月 28 日奈良県規則第 44 号）

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県歯科保健検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 歯科保健に係る計画の策定、進捗の評価等に関すること。
- 二 歯の健康の保持の推進に資する補助事業の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、歯科保健の推進に関し必要な事項

（組織）

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 歯科保健対策に関し十分な知識と経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（任期）

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第七条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。



(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十五年三月三十一日までとする。

## ■ 奈良県歯科保健検討委員会委員名簿

委員委嘱任期：平成 23 年 6 月 8 日～平成 25 年 3 月 31 日

所属団体名	氏 名	備 考
学識経験者（奈良県立医大口腔外科）	きりた ただあき 桐田 忠昭	委員長・教授
奈良県歯科医師会	つじい たけし 辻井 毅	委員長代理・理事
奈良県医師会	ともおか としお 友岡 俊夫	理 事
奈良労働局労働基準部健康安全課	なかきた きよかず 中北 淳一	課 長
奈良県老人福祉施設協議会	はやし まさひろ 林 昌弘	副会長
奈良県歯科衛生士会	まつお ゆか 松尾 由佳	副会長
奈良県栄養士会	まつだ ひとし 松田 仁	副会長
奈良県学校保健会養護教員部会	もりむら よしみ 森村 芳美	大和高田市立陵西小学校

（委員氏名 五十音順）

オブザーバー 奈良県健康福祉部長 えなみ せいじ  
江南 政治

## ■ なら歯と口腔の健康づくり条例（平成25年3月27日奈良県条例第73号）

### （目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、県民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県の責務並びに県民、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び保険者の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進に関する基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりは、県民一人一人がその重要性を理解し、生涯を通じて自らこれに取り組むとともに、県、保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者、事業者及び保険者が、その責務又は役割を自覚し、相互に連携を図りつつ、県民が、その居住する地域にかかわらず適切な時期に、必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、環境が整備されることを基本として推進されなければならない。

### （県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、保健、医療、福祉、教育その他の関連施設との有機的な連携を図りつつ、本県の実情に応じた歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

### （市町村との連携）

第四条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、法第三条及び法第七条から第十一条までの規定の趣旨を踏まえながら、市町村との連携に努めるものとする。

### （保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割）

第五条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力を努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

### （事業者及び保険者の役割）

第六条 事業者は、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に取り組み、必要に応じて歯科に係る検診及び歯科保健指導を適切に受診することにより、歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯と口腔の健康づくりに関する計画)

第八条 知事は、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法十三条に規定する基本的事項として、歯と口腔の健康づくりに関する計画（以下この条において「計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、毎年度、計画に基づく施策の実施状況を議会に報告するものとする。

3 知事は、計画に基づく施策の進捗状況及び第十条に規定する歯と口腔の健康づくりに関する実態調査の結果を踏まえ、おおむね五年ごとに計画の見直しを行うものとする。

(いい歯の日及び歯と口腔の健康づくり推進週間)

第九条 県民の歯と口腔の健康づくりに関する関心と理解を深めるとともに、県民の歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、「いい歯の日」及び「歯と口腔の健康づくり推進週間」を定めるものとする。

2 「いい歯の日」は十一月八日とし、「歯と口腔の健康づくり推進週間」は同日から同月十四日までの期間とする。

(歯と口腔の健康づくりに関する実態調査)

第十条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、定期的に、県民の歯と口腔の健康づくりに関する実態について調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ■ 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日法律第 95 号）

### （目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

### （国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ■ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

(平成 24 年 7 月 23 日厚生労働省告示第 438 号)

この基本的事項は、高齢化が進む中で将来を見据え、乳幼児期からの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、全ての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策及びその関係者との相互連携を図り、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

### 第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

#### 一 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上を図る。

口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場、地域（保健所、市町村保健センター等）、医療機関（病院歯科・歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、さらに、歯科医師、歯科衛生士等が行う指導・助言・管理等により口腔の健康の保持・増進に関する健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。そのための取組を適切かつ効果的に行うために、ライフステージごとの特性等を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に関する施策を展開することが重要である。また、平成元年（1989 年）より 80 歳で 20 本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた「8020（ハチマルニイマル）運動」は、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくこととする。

#### 二 歯科疾患の予防

う蝕、歯周病等の歯科疾患がない社会を目指して、広く国民に歯科疾患の成り立ち及び予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた対策を総合的に推進する。

また、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取組や環境の整備等により生活習慣の改善等ができるようにする取組等を組み合わせることにより、歯科疾患の予防を実現する。

#### 三 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみ等の QOL（生活の質）の向上を図るためには、口腔機能の維持・向上が重要である。高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすいため、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期（満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満二十歳に達するまでの期間をいう。以下同じ。）にかけては良好な口腔・顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能の獲得が、成人期から高齢期にかけては口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要である。具体的には、口腔機能の健全な育成、口腔機能に影響を与える習癖等の改善、口腔機能訓練等に関する歯科保健指導等が効果的である。



#### 四 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その状況に応じた支援をした上で歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図っていく必要がある。

#### 五 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくため、国及び地方公共団体に歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士を配置すること、また、地方公共団体に、歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センターを設置することが望ましい。

また、歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る検診を受けることの勧奨を行うための支援体制の整備が必要である。

### 第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を目指して、国は、第一の二から五までについて、それぞれアウトカムとしての目標及びプロセスとしての計画を設定する。

#### 一 目標・計画の設定及び評価の考え方

国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。

具体的な目標・計画については、おおむね 10 年後を達成時期として設定することとし、「歯科疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。

また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。

さらに、歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後 5 年を目途に中間評価を行うとともに、10 年後を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映させる。

#### 二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画

国が国民の歯科口腔保健について設定する具体的な目標・計画は、別表第一から別表第四までに掲げるものとし、国はこれらの目標・計画に基づき、歯科口腔保健の推進に取り組むとともに進行管理を行っていくものとする。

##### 1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標・計画

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。

本基本的事項において、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する具体的な目標は特に設定しないが、次の 2 から 5 までに掲げる目標・計画を達成すること等により実現を目指すこととする。

## 2 歯科疾患の予防における目標・計画

う蝕、歯周病等の歯科疾患はライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期学齢期、妊産婦である期間を含む成人期、高齢期に分けて目標・計画を設定する。

### (1) 乳幼児期

健全な歯・口腔の育成を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患等に関する知識の普及啓発、食生活及び発達の程度に応じた歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕予防のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (2) 学齢期

口腔状態の向上を目標に設定し、その実現を図るため、歯科疾患及び口腔の外傷等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (3) 成人期（妊産婦である期間を含む）

健全な口腔状態の維持を目標に設定し、その実現を図るため、歯周病と糖尿病・喫煙・早産等との関係性に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導、う蝕及び歯周病の予防並びに生活習慣の改善（禁煙等）のための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (4) 高齢期

歯の喪失防止を目標に設定し、その実現を図るため、根面う蝕、口腔がん等に関する知識の普及啓発、食生活及び歯口清掃に係る歯科保健指導並びにう蝕及び歯周病を予防するための取組等に関する計画の具体的項目を設定する。

## 3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標・計画の具体的指標及び項目を設定する。

### (1) 乳幼児期及び学齢期

口腔機能の獲得を目標に設定し、その実現を図るため、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育等に係る歯科保健指導等に関する計画の具体的項目を設定する。

### (2) 成人期及び高齢期

口腔機能の維持・向上を目標に設定し、その実現を図るため、口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識の普及啓発、義歯の手入れを含む歯口清掃及び食育等の歯科保健指導並びに口腔機能の維持・向上に関する取組の推進に関する計画の具体的項目を設定する。

#### 4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標・計画

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等については、定期的な歯科検診・歯科医療に関する目標を設定し、その実現を図るため、定期的な歯科検診・歯科医療に関する実態の把握、実態に即した効果的な対策の実施、歯科疾患及び医療・介護サービス等に関する知識の普及啓発等に関する計画の具体的項目を設定する。

#### 5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科に係る検診の勧奨及び実施体制の整備、口腔保健支援センターの設置並びに研修の充実等に関する計画の具体的項目を設定する。

### 第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項

#### 一 歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価

都道府県は、歯科口腔保健の推進に関する法律等に基づき講ぜられる歯科口腔保健の推進に関する施策につき、市町村等の関係機関・関係者との円滑な連携の下に、それらの総合的な実施のための方針、目標・計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

また、都道府県及び市町村は、歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たり、第二に掲げた国が国民の歯科口腔保健について設定する目標・計画、ライフステージの区分、設定期間等を勘案しつつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標・計画等を設定する。また、設定した目標については、継続的に数値の推移等の調査及び分析を行い、計画及び諸活動の成果を適切に評価することで、設定した目標の達成に向け必要な施策を行うよう努める。さらに、中間評価及び最終評価を行うこと等により、定期的に、目標を達成するための計画及び諸活動の成果を適切に評価するとともに必要な改定を行い、その後の歯科口腔保健の推進に係る施策に反映させるよう努めるものとする。

#### 二 目標、計画策定の留意事項

都道府県及び市町村における歯科口腔保健の基本的事項の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、これらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすとともに、地域の実情に基づいた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。また、地域における歯科口腔保健に関する情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等へ提供するよう努めること。
- 2 保健所は、所管区域に係る歯科口腔保健に関する情報を収集、管理及び分析し、提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における基本的事項策定の支援を行うよう努めること。
- 3 市町村は、歯科口腔保健の基本的事項を策定するに当たっては、都道府県と連携しつつ策定するよう努めること。

- 4 都道府県及び市町村は、目標・計画の設定及び評価において、調査分析等により実態把握が可能であって科学的根拠に基づいた具体的目標を設定し、また、障害者・障害児、要介護高齢者等で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難なものやその家族を含めた地域の住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意するとともに、地域の実情に応じて、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学等との連携を図るよう努めること。
- 5 都道府県及び市町村は、基本的事項の策定に当たっては、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に規定する都道府県健康増進計画、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)に規定する地域保健対策の推進に関する基本指針、都道府県が策定する医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する都道府県介護保険事業支援計画及びがん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)に規定する都道府県がん対策推進計画等との調和に配慮すること。

#### 第四 調査及び研究に関する基本的な事項

##### 一 調査の実施及び活用

国は、歯科口腔保健を推進するための目標・計画を適切に評価するため、その設定期間や評価の時期を勘案して、原則として5年ごとに歯科疾患実態調査等を実施する。

また、国、地方公共団体等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査及び保健指導の結果、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。

さらに、地方公共団体等は、得られた情報を歯科口腔保健の推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとし、国は、各地域で行われている施策等を把握し、国民等に対し情報提供するとともに、評価を行うものとする。

##### 二 研究の推進

国及び地方公共団体は、効果的な国民の歯科口腔保健の状況の改善に資するよう、口腔の状態と全身の健康との関係、歯科疾患と生活習慣との関係、歯科口腔保健と医療費との関係及び歯科疾患に係るより効果的な予防・治療法等についての研究を推進し、その研究結果の施策への反映を図るとともに、国民等に対する確かつ十分に情報提供するものとする。

この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定される地方公共団体の条例等を遵守する。

さらに、国及び地方公共団体は、保健、医療又は福祉に関する団体、研究機関、大学、学会、企業等との連携のもと、ICT(情報通信技術)等を活用して、全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な歯科口腔保健の推進に関する施策を実施できる仕組みを構築するよう努める。

## 第五 その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項

### 一 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項

歯科口腔保健の推進は、基本的に国民一人一人の意識と行動の変容にかかっており、国民の主体的な取組を支援していくためには、国民に対する十分かつ確な情報提供が必要である。このため、国及び地方公共団体が行う情報提供については、マスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用していくことが重要であり、その内容が科学的知見に基づいたものであり、分かりやすく、取組に結びつきやすい魅力的、効果的かつ効率的なものとなるよう工夫する。

また、生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。

なお、情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることがないよう留意する。

さらに、歯科口腔保健の一層の推進を図るため、6月4日から10日まで実施される歯の衛生週間等を活用していく。

### 二 歯科口腔保健を担う人材

国及び地方公共団体においては、歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士並びに歯科口腔保健を担当する医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士その他の職員の確保及び資質の向上に努める必要がある。さらに、歯科口腔保健がより円滑かつ適切に実施できるように、関係団体・関係機関等との調整、歯科口腔保健の計画・施策への参画及び当該事業の企画・調整を行う歯科口腔保健を担当する人材として歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保等に努めることが望ましい。

また、これらの人材の資質向上を図るため、国において総合的な企画及び調整の能力の養成に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において、市町村、医療保険者、地域の歯科医師会・医師会等の関係団体と連携し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

さらに、歯科口腔保健の推進には、地域のボランティアの役割も重要であるため、主体的に歯科口腔保健に取り組むボランティアを養成する体制を推進することも重要である。

### 三 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項

地方公共団体においては、歯科口腔保健を担当する地方公共団体の職員だけでなく、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、言語聴覚士、管理栄養士、栄養士、地域保健担当者、学校保健担当者、介護職員等の歯科口腔保健を担う全ての者が情報を共有して連携・協力する体制の確保・整備に努める必要がある。

医療保険者、医療機関（病院歯科、歯科診療所を含む。）、障害者支援施設、障害児入所施設、介護保険施設、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、国及び地方公共団体が講ずる歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するとともに、地方公共団体は保健所、市町村保健センター、児童相談所等を含めた歯科口腔保健を担う関係団体・関係機関等から構成される中核的な推進組織を設置する等、互いに連携・協力して、歯科口腔保健を推進することが望ましい。

特に、口腔・顎・顔面の発育不全を有する者、糖尿病を有する者、禁煙を希望する者、妊産婦、周術期管理が必要な者等に対する医科・歯科連携を積極的に図っていくことにより、歯科口腔保

健の推進が期待される。障害者・障害児、要介護高齢者等に対する歯科口腔保健対策の推進に当たっては、地域の病院や主治医を含む関係団体・関係機関等との緊密な連携体制を構築することが望ましい。

また、併せて、産業保健と地域保健が協力して行う取組の中で、全身の健康のために歯の健康が重要であるという認識を深めていくことが望ましい。

なお、災害発生時には、避難生活等における口腔内の不衛生等により生じる誤嚥性肺炎の発症等の二次的な健康被害を予防することが重要である。平時から、国民や歯科口腔保健を担う者に対して、災害時における歯科口腔保健の保持の重要性について普及啓発活動を行う等により、災害発生時に、速やかに被災者への対応が行える体制を整備することが望ましい。

**別表第一** 歯科疾患の予防における目標・計画

(1) 乳幼児期

目標	健全な歯・口腔の育成		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、発達の程度に応じた歯口清掃方法等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窩裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(注) 「健やか親子 21」では、平成 26 年までの目標値を 80%以上と設定している。

(2) 学齢期

目標	口腔状態の向上		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%
	②中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯科疾患、健全な歯・口腔の育成等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、口腔状況に応じた歯口清掃方法、咀嚼方法等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、小窩裂溝填塞法（シーラント）、定期的な歯科検診等）</li> <li>・歯周病予防方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(3) 成人期（妊産婦である期間を含む）

目標	健全な口腔状態の維持		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%
	②40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%
	③40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%
	④40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙・早産等の関係性、口腔がん等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、禁煙支援等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等）</li> <li>・歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(4) 高齢期

目標	歯の喪失の防止		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%
	②60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%
	③60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%
	④80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯周病と糖尿病・喫煙等の関係性、根面う蝕、口腔がん等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（生活習慣、う蝕・歯周病の予防・改善のための歯口清掃方法、咀嚼訓練、義歯の清掃・管理、舌・粘膜等の清掃、口腔の健康及びう蝕予防のための食生活、歯口清掃等）</li> <li>・う蝕予防方法の普及（フッ化物の応用、定期的な歯科検診等）</li> <li>・歯周病予防、重症化予防の方法の普及（歯口清掃、定期的な歯科検診等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

別表第二 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標・計画

(1) 乳幼児期及び学齢期

目標	口腔機能の獲得		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①3歳児での不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の改善、食育等）</li> <li>・その他</li> </ul>		

(2) 成人期及び高齢期

目標	口腔機能の維持・向上		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（口腔の状態と全身の健康との関係等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（咀嚼訓練、歯口清掃（舌・粘膜等の清掃含む）、義歯の清掃・管理、食育等）</li> <li>・口腔機能の回復・向上に関する取組の推進</li> <li>・その他</li> </ul>		



**別表第三** 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における  
目標・計画

(1) 障害者・障害児

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、口腔ケア等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）</li> <li>・障害者・障害児（障害者支援施設及び障害児入所施設入所者以外の者を含む）の歯科口腔保健状況に関する実態把握及びこれに基づいた効果的な対策の実施</li> <li>・その他</li> </ul>		

(2) 要介護高齢者

目標	定期的な歯科検診・歯科医療の推進		
具体的指標		現状値	目標値(平成34年度)
	①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2% (介護老人保健施設の現状値)	50%
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発（歯科疾患、医療・介護サービス、摂食・嚥下機能、口腔ケア等に関する知識）</li> <li>・歯科保健指導の実施（家族・介護者への口腔ケア指導、定期的な歯科検診等）</li> <li>・要介護高齢者（介護老人福祉施設及び介護老人保健施設入所者以外の者を含む）の歯科口腔保健状況に関する実態把握とこれに基づいた対策の実施</li> <li>・その他</li> </ul>		

別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標・計画

目標	歯科口腔保健の推進体制の整備		
具体的指標	現状値	目標値(平成34年度)	
①過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%	
②3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県	
③12歳児の1人平均歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	
④歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備</li> <li>・ 口腔保健支援センターの設置</li> <li>・ 歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定・評価</li> <li>・ 歯科専門職である歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保及び育成</li> <li>・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、管理栄養士、栄養士等の研修の充実</li> <li>・ その他</li> </ul>		

## ■ 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について

(平成9年3月3日付、健政発第138号)

各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区長あて厚生省健康政策局長通知

「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」は、平成6年7月1日法律第84号をもって公布され、その一部はすでに施行されているところであるが、平成9年4月1日からの同法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、原則として市町村において一元的かつきめ細かな対応を図ることとなった。

このため、平成9年度の新たな体制による地域における歯科保健業務の推進が必要となったのに伴い、今般別添のとおり業務指針を定め、平成9年4月1日より適用することとしたので通知する。

今後はこの指針に基づき、都道府県及び市町村における歯科保健業務の積極的な推進に努められるよう格段の御配慮をお願いする。

なお、「保健所における歯科保健業務指針」(平成2年6月28日健政計第23号、歯第18号)は平成9年4月1日をもって、廃止するものとする。

(別添)

### 都道府県及び市町村における歯科保健業務指針

少子・高齢社会を迎え、地域における歯科保健業務については、これまでの妊産婦・乳幼児を中心とした母子歯科保健の向上だけでなく、成人・高齢者に対する8020運動の推進、要介護者の歯科対策等についても視野に入れる必要がある。

そこで新たな地域保健法の体系の下での歯科保健業務のあり方について、都道府県、保健所及び市町村の役割を明らかにするため、以下のような指針を示すものである。

#### 第一 都道府県等における歯科保健業務について

##### 1 地域歯科保健体制の整備について

###### (1) 企画・調整・計画の策定

都道府県は、住民の生涯を通じた歯科保健対策推進のため、健康づくり推進協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して地域歯科保健に関する計画の策定、施策の具体化を行うこと。また医療法に基づく地域保健医療計画の作成に際しては、二次医療圏毎に歯科保健対策が計画的に推進されるよう配慮し、管轄の保健所は当該計画に沿った歯科保健事業の推進に当たって、必要な調整を行うこと。

また、企画した事業を円滑かつ適切に推進するためには、事業の成果について評価を行うとともに市町村に対する助言指導に努め、また歯科衛生士の積極的な配置を市町村に働きかける等、円滑かつ効率的な業務実施体制による事業の展開に努めること。

###### (2) 歯科専門職の確保

都道府県は、歯科保健事業が円滑かつ適切に実施できるように、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整、地域歯科保健の計画・施策への参画、当該事業の企画・調整を行う歯科専門職種確保等に努めること。

###### (3) 調査・研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健に関する課題に照らし合わせながら、歯科保健等の調査・研究並びに歯科保健対策の技法に関する研究を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯の健康づくり情報誌等の作成・提供に努め、歯科保健の普及・啓発を図ること。

(5) 事業所、学校との連携

事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、担当部局間の連携を密にし、事業の実施状況の把握等を行うこと。

2 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する教育研修

都道府県は、3の(6)の3の教育研修のほか、歯科専門職員及び歯科保健事業に従事する他職種の教育研修を行うことにより、それらの者の最新の歯科保健等に関する知識の習得及び歯科保健対策技術の向上を図るとともに、健康づくりに関連する分野の研修等についても充実するよう努めること。

(2) 食生活改善推進員等ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科保健関連の事業のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、関連機関と連携して食生活改善推進員等のボランティア育成等を図ることのできる体制整備に努めること。

(3) 歯科衛生士養成への協力

都道府県は、保健所等において歯科衛生士養成施設の学生実習に対する協力をを行い、良質な地域歯科保健を担うことのできる資質の高い歯科衛生士の養成に努めること。

3 保健所における歯科保健業務について

(1) 専門的かつ技術的な業務の推進

1) 保健所は、難病、障害者等に対する訪問を含めた歯科検診・保健指導等専門的な歯科保健対策の実施等に努めるとともに、市町村が実施主体となる母子歯科保健事業、老人歯科保健事業、乳幼児を中心とする歯の予防処置事業、8020(ハチマル・ニイマル)運動等の積極的な歯の健康づくりの普及啓発事業に対して、市町村の求めに応じて、専門的な立場から技術的助言等の援助に努めること。

2) 保健所は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業が円滑に実施されるよう、事業の実施状況を踏まえ、求めに応じて助言、指導等に努めること。

(2) 連携、調整

保健所は、地域において歯科保健事業が総合的・効果的に推進されるよう、管下市町村とともに、関係団体、医療機関、福祉施設、ボランティア組織等との連携を密にし調整を図るとともに市町村相互間の連絡調整等の促進に努めること。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は管下の地域の歯科保健に関する実状に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、歯科保健対策の技法に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。また必要に応じて歯科保健対策と密接に関連のある食生活状況をも視野に入れた調査研究等も実施すること。

(4) 情報の収集・提供

1) 保健所は、所管区域に係る保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分

- 析を行うとともに、関係機関及び地域住民に対して、これらの適切な情報提供に努めること。
- 2) 市町村保健センター(口腔保健室)や地域の関係団体等と協力しつつ、住民からの相談等に総合的に対応できる情報ネットワークの構築に努めること。
- (5) 企画・調整機能の強化
- 地域保健医療計画、母子保健計画や老人保健福祉計画等の策定に参加し、各種の地域歯科保健サービスについての目標の設定や専門的立場からの評価・検討を行うとともに、地域における在宅歯科サービスの保健・医療・福祉のシステム構築、病院歯科や口腔保健センターと歯科診療所との連携等を推進する方策を図ること。また、そのための役割を担うことのできる人材の確保等の方策に努めること。
- (6) 市町村に対する技術的な指導・支援
- 次のような事項についての市町村に対する支援を行うこと。
- 1) 保健所は、管内市町村の地域特性を生かした事業を市町村と連携して推進するよう努めること。
  - 2) 保健所は、市町村の求めに応じて、市町村保健センター(口腔保健室)の運営に関する必要な協力を行うよう努めること。
  - 3) 保健所は、市町村における地域歯科保健活動が円滑かつ適切に実施できるよう、歯科専門職員及び潜在歯科専門職等を対象に教育研修を実施し、その研修の内容については、歯科保健対策だけでなく健康づくりに関する関連分野をも含む幅広いものとなるよう配慮すること。
  - 4) 保健所は、新たな歯科保健対策技術の提供、市町村の求めに応じ歯科衛生士未配置市町村への指導及び技術的支援を行うこと。この場合の技術的支援に当たっては、その対象者に応じ各都道府県担当部局との間で必要な連携を密にするよう配慮すること。
- (7) 保健所を設置する市(特別区)の保健所における歯科保健業務について
- 保健所を設置する市(特別区)の保健所は、市町村保健センター等の歯科保健活動の拠点及び福祉部局をはじめとした関係部局との有機的な連携の下に、前記の(1)に掲げる専門的かつ技術的業務の推進、(2)に掲げる連携、調整、(3)に掲げる調査・研究等の推進、(4)に掲げる情報の収集・提供及び(5)に掲げる企画及び調整の機能の強化に努めること。

## 第二 市町村等における歯科保健業務について

### 1 企画・実施体制の調整

#### (1) 歯科保健に関する計画の策定

市町村は、歯科保健対策を合理的かつ効果的に推進するため、母子保健計画等の地域保健計画の中に歯科の健康教育・健康相談、保健指導及び健康診査等の事項についても積極的に取り入れて立案するよう努めること。

なお、立案に当たっては、地域特性、社会資源及び専門技術者等の実態把握のもと、必要に応じて保健所の支援を受けるなど関係機関との連携を密にし、事業の調査、分析及び評価を行い、新しい事業計画の方向を検討すること。

#### (2) 情報収集・提供

市町村は、歯科保健関連情報等を積極的に収集し、自らが行う歯科保健業務の推進に活用するとともに、保健所に対する情報の提供にも努めること。

#### (3) 歯科衛生士の確保

市町村は、歯科保健に関する事業が円滑かつ適切に実施できるように、保健所、関係団体等と連携を図りながら、必要に応じて歯科衛生士等の確保に努めること。

(4) 医療・福祉関係機関等との連携・協力体制の整備

市町村は、歯科保健に関する事業を円滑かつ効果的に実施するため、市町村健康づくり推進協議会等を活用するとともに、かかりつけ歯科医をはじめとする地域の歯科医療機関、関係団体、福祉関係機関等と連携を図り、事業の実施体制などに関し十分な連絡調整を行いつつ事業を実施すること。

(5) 事業所、学校との連携

市町村は、事業所、学校等で行われる歯科保健事業との連携等が図れるよう、事業の実施状況の把握等を行い、必要に応じて連携を図ること。

(6) 市町村保健センターの口腔保健室の整備

身近で利用頻度の高い歯科保健サービスが市町村において一元的に提供されることを踏まえ、各市町村は歯科保健活動の拠点として口腔保健室の設置等の体制整備に努めること。

2 歯科保健事業について

市町村は、身近で頻度の高い歯科保健サービスを可能な範囲で実施することとされているので、対応する保健事業範囲を明確化し、必要に応じて保健所と協力の下に市町村保健センター（口腔保健室）等を拠点として歯科保健事業を実施すること。なお、市町村が行うことが適当と考えられる歯科保健事業は概ね次のとおりであるが、その具体的内容については、市町村がそれぞれの地域特性等を勘案して判断すること。

(1) 母子に関すること

(2) 成人に関すること（8020運動等）

(3) 老人に関すること（在宅寝たきり老人も含む）

(4) 地域の特性に応じた歯科保健事業等

母子保健に関する歯科保健サービスの具体例を示すと、市町村は、母子保健について、妊娠、出産から育児まで及び乳幼児保健についての一貫したサービスの提供主体となるため、母子保健にかかる歯科保健事業については、妊婦健診時の口腔清掃法の指導や、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時等のう歯予防の指導など、身近で頻度の高い歯科保健サービスが行われることとなる。

これらのサービスを提供するためには、市町村保健センター（口腔保健室）等を拠点に保健所等関係機関との協力体制の確保及び役割分担の調整を行い歯科保健サービスを展開していくことが望まれる。成人・老人等の歯科保健事業についても同様である。

また、これらの歯科保健事業を行うに当たっては、市町村保健センター等の施設において実施するほか、市町村保健センター等施設外においても、訪問歯科指導、地域団体等の依頼による講演会の開催等を行い、住民にとって利用し易い形での事業の実施に努めること。

3 地域組織育成について

市町村は、歯科保健事業を円滑に推進するとともに、住民の自主努力、相互協力による歯科保健の向上に資するため、関連機関と連携して食生活改善推進員等の地域ボランティアの養成や地域ボランティア組織の育成に努めるとともに、その自主性を尊重した活用を図ること。

4 啓発普及について

歯科保健事業を進めるに当たっては、住民に対する動機づけが極めて重要であることから、歯科保健関連情報の提供や歯及び口腔の健康づくりにつながる行事の積極的な開催等に努めること。

## 5 人材育成・活用について

市町村は、住民の歯科保健対策を円滑かつ適切に進めるため、歯科保健事業に従事する職員の研修等に努め、また、潜在歯科衛生士の教育研修及び活用を図ること。なお、この場合歯科専門分野に限らず、健康づくりに関連する分野についての資質の向上にも努めること。

## ■ 障害（児）者歯科診療について

奈良県心身障害者歯科衛生診療所では、一般の医療機関での受診が困難な障害（児）者に対する歯科診療を行っています。

受診方法は予約制で、歯科診療申込書の提出が必要です。奈良県障害福祉課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/secure/67208/moushikomi.pdf>) からダウンロードできます。

診療申込は、

- ① 奈良県心身障害者歯科衛生診療所
- ② お住まいの市町村障害福祉担当課
- ③ 在籍中の特別支援学校

のいずれかに行ってください。

### 奈良県心身障害者歯科衛生診療所

所在地：橿原市大久保町 320-11 県社会福祉総合センター2 階

電話番号：0744-29-0115

FAX 番号：0744-29-0116

診療日：木曜日と隔週日曜日の正午～午後 4 時まで

受診方法：予約制（歯科診療申込書の提出が必要です。）

（第 1 号様式）

### 歯 科 診 療 申 込 書

概

申込者：住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 保護者：住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 本人との関係： \_\_\_\_\_

下記のとおり歯科診療相談を申し込みます。

要

受診者	住 居 区	姓	生年月日
	〒	長	M T S H 年 月 日
	氏 名	TEL.	〒 〇 〇 〇
障 害 の 内 容	視覚・聴覚言語・肢体不自由（上肢・下肢・体幹）・内面（知的障害・その他）		
身体障害者手帳の番号及び等級	第	号	級
療育手帳の	A・B 第 号		

<以下の質問にお答えください>

1 今までは一般の歯科医院で治療を受けたことがありますか。 ( 〇 は「は」、×は「いいえ」 )

2 すでに「はい」と答えられた方は、当該療育手帳に理由を記載してください。

3 診療は本曜日と隔週日曜日にありますが、特に曜日を希望される方はお答えください。

( 〇 は「は」、×は「いいえ」、曜日を書き込まない )

4 治療中、病院にかかっている方は、給費などをお知らせください。

5 その他、受診されるに当たって連絡事項などがあれば、書いてください。



## 市町村障害福祉担当課一覧

市町村名	担当課名	〒	所在地	電話番号	FAX番号
奈良市	障がい福祉課	630-8580	奈良市二条大路南1-1-1	0742(34)1111代	0742(34)5080
大和高田市	社会福祉課	635-8511	大和高田市大中100-1	0745(22)1101代	0745(24)1055
大和郡山市	厚生福祉課	639-1198	大和郡山市北郡山町248-4	0743(53)1151代	0743(55)2351
天理市	社会福祉課	632-8555	天理市川原城町605	0743(63)1001代	0743(63)5378
橿原市	障がい福祉課	634-0065	橿原市畝傍町9-1 保健福祉センター内	0744(22)4001代	0744(25)7857
桜井市	社会福祉課	633-8585	桜井市粟殿432-1	0744(42)9111代	0744(44)2171
五條市	社会福祉課	637-8501	五條市本町1丁目1-1	0747(22)4001代	0747(24)2381
御所市	福祉課	639-2298	御所市1番地3	0745(62)3001代	0745(62)5425
生駒市	福祉支援課	630-0288	生駒市東新町8-38	0743(74)1111代	0743(75)4879
香芝市	社会福祉課	639-0251	香芝市逢坂1-374-1 (総合福祉センター内)	0745(79)7151	0745(79)7532
葛城市	社会福祉課	639-2197	葛城市長尾85番地	0745(48)2811	0745(48)3200
宇陀市	介護福祉課	633-0292	宇陀市榛原区下井足17-3	0745(82)8000代	0745(82)7234
山辺郡山添村	保健福祉課	630-2344	大字大西1395-1 (保健福祉センター内)	0743(85)0045	0743(85)0820
生駒郡平群町	福祉課	636-8585	吉新1丁目1番1号	0745(45)1001代	0745(45)0100
〃 三郷町	福祉政策課	636-8535	勢野西1-1-1	0745(73)2101代	0745(32)3768
〃 斑鳩町	福祉課	636-0198	法隆寺西3-7-12	0745(74)1001代	0745(74)1011
〃 安堵町	健康福祉課	639-1061	大字東安堵853(福祉保健センター内)	0743(57)1590	0743(57)1592
磯城郡川西町	健康福祉課	636-0202	大字結崎28番地の1	0745(44)2211代	0745(44)4780
〃 三宅町	健康福祉課	636-0213	大字伴堂848番地の1	0745(43)3580	0745(43)2018
〃 田原本町	健康福祉課	636-0392	890-1	0744(34)2090	0744(32)2977
高市郡高取町	住民福祉課	635-0154	大字観覚寺990番地の1	0744(52)3334代	0744(52)4063
〃 明日香村	健康づくり課	634-0111	大字岡55番地	0744(54)5550	0744(54)5551
北葛城郡上牧町	福祉課	639-0293	大字上牧3350番地	0745(76)1001代	0745(76)1196
〃 王寺町	福祉介護課	636-8511	王寺2丁目1の23	0745(73)2001代	0745(73)6311
〃 広陵町	福祉課	635-0821	大字笠161番地2	0745(55)6771	0745(54)5324
〃 河合町	福祉政策課	636-8501	大字池部1丁目1番1号	0745(57)0200代	0745(57)2027
宇陀郡曾爾村	住民生活課	633-1212	大字今井495-1	0745(94)2101代	0745(94)2066
〃 御杖村	保健福祉課	633-1302	大字菅野1581番地	0745(95)2828	0745(95)3567
吉野郡吉野町	長寿福祉課	639-3114	大字丹治130番地の1 健やか一番館3F	0746(32)8856	0746(32)4690
〃 大淀町	福祉課	638-8501	大字桧垣本2090番地	0747(52)5501代	0747(52)5504
〃 下市町	住民福祉課	638-8510	大字下市1960番地	0747(52)0001代	0747(52)0007
〃 黒滝村	保健福祉課	638-0292	大字寺戸77番地	0747(62)2031代	0747(62)2569
〃 天川村	保健福祉課	638-0322	大字南日裏200	0747(63)9110	0747(63)9111
〃 野迫川村	住民課	648-0392	大字北股84番地	0747(37)2101代	0747(37)2107
〃 十津川村	福祉事務所	637-1333	大字小原225-1	0746(62)0001代	0746(62)0580
〃 下北山村	保健福祉課	639-3802	大字浦向375番地	07468(6)0015	07468(6)0017
〃 上北山村	保健福祉課	639-3701	大字河合381番地	07468(3)0380	07468(2)0209
〃 川上村	住民福祉課	639-3594	大字迫1335番地の7	0746(52)0111代	0746(52)0345
〃 東吉野村	住民福祉課	633-2492	大字小川99	0746(42)0441代	0746(42)1255



## ■ 歯科医療機関に関する情報について

県では、医療法第6条の3に基づき、県民のみなさまが医療機関を受診される場合、病院等の選択を適切に行うために必要な情報を「なら医療情報ネット」で平成20年12月からインターネット（<http://www.qq.pref.nara.jp/qq/men/qqtpmenuult.aspx>）で公表しています。

歯科診療所については、名称、所在地、管理者をはじめ、障害者に対するサービス内容、車椅子利用者に対するサービス内容、対応することができる在宅医療など33項目が報告に基づき公開されています。

奈良県内の病院・診療所・歯科診療所・薬局・助産所を検索できる情報サイトです。



奈良県マスコットキャラクター  
**せんとうん**  
©NARA pref.

# なら医療情報ネット

奈良県広域災害・救急医療情報システム  
奈良県医療機能情報公表システム

文字サイズ **大** 中 小



### 奈良県救急医療ニュース

2011年3月22日	「東北地方太平洋沖地震」被災地からの妊婦の受け入れについて
2010年3月25日	奈良県救急安心センター（#7119）の開診について <a href="#">重要</a>
2009年10月23日	インフルエンザ疑い患者の外来診療応需体制協力医療機関当番表 <a href="#">重要</a>

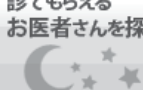
**今すぐお医者さんを探す**

奈良県の医療機関からお医者さんを検索することができます。

**今診てもらえるお医者さんを探す**



**夜間・休日に診てもらえるお医者さんを探す**



**最寄りの駅からお医者さんを探す**



医療機関を探す

奈良県の病院、診療所、歯科診療所、助産所から、名称や診療科目、四大疾病など、色々な条件でお医者さんを検索することができます。

### My検索

いつも使う医療機関や市町村、地区の中心の登録ができます。

マイセレクト表示

地図の中心登録

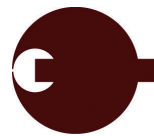
市町村登録

### 医療安全相談窓口

医療に関する患者の苦情や相談等の対応を行います。

**受付時間** 平日 9:00～12:00  
13:00～16:00

[詳しくはこちら](#)



【なら歯と口腔の健康づくり計画】  
発行：平成 25 年 3 月

奈良県健康福祉部健康づくり推進課  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地  
電話 0742-27-8662 FAX 0742-22-5510